

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五二
 - 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 五九
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 五九
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五〇
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五〇
 - 道路の区域を変更する件 五二
 - 道路の供用を開始する件 五二
- ### 公 告
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 五三
 - 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 五三
 - 一般競争入札を行う件 五三

告 示

福島県告示第七百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から令和七年十月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月五日認可した。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第七百五十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和七年八月二十五日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）か

ら次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積（平方メートル）
西白河郡西郷村大字小田倉字上野原 二四五番一 田 一、二八〇
同 郡同 村大字小田倉字上野原 二四六番一 田 一、三七八
- 農地の利用の現況
水稲の栽培で利用
- 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
水稲の栽培で利用
- 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
1 始期 令和八年一月一日
2 存続期間 六年
3 借賃に相当する補償金の額 一一、一四八円
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由
借り受け希望者が明確であり、かつ、農用地として利用することが著しく困難な農地ではないため、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第六条の基準に適合すると認められる。
- その他参考となるべき事項
（記載なし）

（農村振興課）

福島県告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 保安林予定森林の所在場所
石川郡古殿町大字松川字前木一六七の三
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一）主伐は、択伐による。
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和七年十一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上平字光平七六の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町柴原字栗島一八から一二一まで、一四二の二から一四二の五まで、一四二の七から一四二の二〇まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町上小川字根本五八の九、五八の七七、五八の七八、五八の八二、五八の八三、五八の一〇一から五八の一〇四まで、五八の三五八から五八の三七〇まで

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字高崎一五一の一、一五一の三〇六、一五一の五九〇から一五一の六二五まで

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和七年十一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
双葉郡広野町大字上浅見川字掟沢一の一、一の一、一の一、一の一、一の一、一の一
保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字掟沢一の二

(二) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市逢瀬町多田野字高篠一の一、一の四、字黒岩山一の一、字大木立一の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和七年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮 土湯温泉 線	安達郡大玉村大山字天王二〇一番二地先から 同 郡同 村大山字大橋一一番一地先まで	変更前 A 九・〇〇 一七・一	変更後 A 九・〇〇 一七・一 B 四・九 六・三	一〇〇・一 一〇〇・一 六九・七

(道路計画課)

福島県告示第七百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和七年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道本宮土湯温泉線	安達郡大玉村大山字天王二〇一番一二地先から 同 郡同 村大山字大橋一一番一 地先まで	令和七年十一月一七日

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十七号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)		その他の 規 格	氏名又は 名称	住 所	更新した 登録の有 効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
8 0 3	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料 4 4 0 号	4.0	4.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コー プアグ リ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目 8 番10 号	令和10年 12月16日
8 0 4	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料 5 4 0 号	5.0	4.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コー プアグ リ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目 8 番10 号	令和13年 12月16日

(農業総合センター)

公告第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、
小川江筋頭首工管理規程について、令和七年十一月五日次のとおり認可した。

令和七年十一月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 管理規程を定めた者の名称
磐城小川江筋土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月一日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により、堰に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

4 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工のゲートを操作した場合には、当該頭首工の操作に係る事項を記録しておかなければならない。

(農村計画課)

公告第219号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号。以下「会計規則」という。）第217条第1項の規定により公告する。

令和7年11月14日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高 坂 宏 哉

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）
予定数量 3,360トン
- (2) 調達をする特定役務の仕様等
入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 及び(2)の条件を全て満足している単独の者又は(1)及び(3)の条件を全て満足しているグループ（2以上の企業の集団をいう。以下同じ。）の代表者（入札に係る権限を他の構成員全てから委任された者をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独の者及びグループの構成員に共通する資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 本件入札に参加する単独の者及びグループの構成員は、他のグループの構成員として本件入札に参加していないこと。併せて、本件入札に参加するグループの構成員が、単独の者として本件入札に参加していないこと。

(2) 単独の者の資格要件

ア 下水汚泥をセメント原料として再利用可能な処分場を有する者であること。

イ 3に掲げる日までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項及び第6項の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（汚泥に係るものに限る。）を受けている者であること。

ウ 地方公共団体が発注し直接契約した業務委託において、令和5年度以降に当該団体が排出する下水汚泥の収集運搬及び処分業務（セメント原料化による処分に限る。）を12月以上継続した履行実績（再委託によるものを含む。）を有する者であること。

(3) グループの資格要件

ア グループの構成員の全てが(1)に定める資格要件を全て満たしていること。

イ グループとして(2)に定める資格要件の全てを満たしていること。ただし、(2)イについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務に係る許可を受けていることとし、(2)ウについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務の履行実績を有することとする。

ウ 収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し、業務を遂行する方式であること。

エ グループの構成員のうち処分業務を担う者は1者であること。

オ 連帯して業務を行う旨を定めた協定を締結していること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料を、令和7年12月8日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者（グループにあつては、当該グループの代

表者又はその代理人)に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により確認を受ける場合は同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-0102 福島県福島市鎌田字一本松43番地

福島県県北流域下水道建設事務所総務課

電話番号024-554-2011

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年11月14日(金)から同年12月24日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同年11月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、契約条項を示す書類は、福島県県北流域下水道建設事務所のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。

5 入札説明書等の配付

次により、入札説明書及び業務委託仕様書を配付する。

(1) 配付期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配付場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年11月21日(金)午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年12月25日(木)午前10時

(2) 場所 福島県県北流域下水道建設事務所大会議室(福島県福島市鎌田字一本松43番地)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年12月24日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額(消費税及び地方消費税分を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第186条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第167条第1項第1号、第2号、第4号及び第16号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県北流域下水道建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

(1) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びにその内訳金額を記載すること。

(2) 最低制限価格は設定しない。

11 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

13 グループでの契約

(1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、法第12条第5項の規定に

より、収集運搬及び処分業務を分担する各構成員と個別に契約する。

- (2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
- (3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、福島県県北流域下水道建設事務所長の承認を得て、当該グループの他の構成員（以下「残存構成員」という。）が当該履行不能となった構成員の業務を履行しなければならない。
- (4) (3)の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び福島県県北流域下水道建設事務所長の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
- (5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、福島県県北流域下水道建設事務所長は契約を解除することができる。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県県北流域下水道建設事務所長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Collection and transportation of dehydrated sludge and disposal of sludge (night delivery №2: conversion of sludge to raw cement materials) 1 set (Planned annual quantity: 3,360 tons)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 25 December 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 24 December 2025
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Ken-poku Valley Sewerage System Facilities Construction Office, Fukushima Prefectural Government, 43 Ipponmatsu, Kamata, Fukushima City, Fukushima 960-0102 Japan TEL 024-554-2011

（総務課）